

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第七編 林業・漁業労働者の状態

第二章 漁業従業者の状態

第四節 労働者統括と賃金

わが国の漁業における賃金制度は主として歩合制度という形をとっている。しかし歩合制度は、たんに賃金制度というだけの役割を演じているだけでなく、船頭制度と結びついて労働者統轄の機能を果しているのである。船頭はたんに漁撈作業における監督と指揮の中心であるだけでなく、労働者の雇用にも最大の権限をもつ場合が少なくなく、歩合制度はこの船頭・役付漁夫というピラミッド型の職制の軸になつていのである。

一九四七年におこなわれた水産業基本調査によれば、雇用労働者をもつ全経営体の中で、固定給制をとるものはわずか八・五％で、歩合制をとるものが六四・三％、両者を並用するものが二七・五％であつた。

すなわち全経営の九割以上が多かれ少なかれ歩合制の賃金体系を使つていのである。遠洋漁業のような大規模経営の場合でさえも、カツオ・マグロ漁業は大部分が歩合制一本、機船底曳は全歩合給と本給・歩合給のいずれか、捕鯨やトロールでも、その賃金は本給・諸手当、および歩合から成つてい。

歩合制は出来高払賃金の一変形であつて、その形式には二種類ある。一つは、総水揚高から航海経費をさしひいて、その残りを、船主に何分、船員に何分というふうに分ける形式であり、もう一つは、経費をさしひかずに水揚をそのまま船主と船員とに一定の比率で分ける形式である。

たとえば茨城県波崎のあぐり漁業では前者の方式をとつて、総水揚高から航海経費と市場手数料を引いた残りの手取水揚金を、船主に六〇％、漁夫に四〇％分配する。

これにたいして、宮城県気仙沼のカツオ釣漁業では後者の方式をとつて、総水揚高から市場口銭だけを引いた残りの手取水揚金を、船主に七二％、船員に二八％の割合で分配する。

右のいずれかの方式で船員の配分がきまると、さらにそれが個々の船員に一定の格付けをつけて分配されるのである。

たとえば、千葉県大原町のあぐり漁業においては、船員取分は乗組員約八〇名の間に左のような比率で分配されている。

沖 合(漁撈長)	二・〇
相 友(副漁撈長)	一・五
竿 張(魚見)	一・二
船 頭(操舵手)	一・二
二番竿張(竿張補助)	一・一
二番かじとり(船頭補助)	一・一
機関長	一・五
副機関長	一・三
胴の間長(水夫係)	一・一

この場合の一単位が一代(ヒトシロ)で、平漁夫が一代であるのにたいして、役付漁夫はそれぞれ右の比率で歩増された分配分を受取るわけである。一八才以下の見習は〇・八の歩合率で一九才以上の平漁夫は老若をとわず一人前として平等に扱われ、家族給は全く考慮されない。この格付はたいてい漁撈長のかんによつて決定されるもので、厳格な作業分析に基づくものではない。

こうした歩合制度をとることによつて、船主は海上における労働監督を節約し、しかも生産能率を高め漁獲高をあげてゆくことができるのみでなく、企業の危険を直接、労働者に転嫁することができる。すなわち労働者の賃金部分へのくいこみによつて経営の危険をカバーすることができるのである

右のような歩合制度も、漁業労働者の闘争によつて、多少とも固定給を加味する方向が生まれている。その場合にも、最低生活保障給の意味で、漁獲高の多寡にかかわらず一定の固定給を定めておいて、歩合がそれを下廻る時は固定給で、上廻る時は歩合給で、という方式と、固定給プラス歩合給という方式との二種類がある。

次に漁業における労資間の二つの協定書を掲げておく。

(大原町漁船船員労働組合〔あぐり〕協定書)

自昭和二十七年七月一日至昭和二十七年十月三十一日

本協定書に記載されていない部分については昭和二十七年十二月七日協定の冬期協定書に基く

一、給与一ヶ月三千円とする。

一、歩合貳割とする、但し給与については十月三十一日迄の水揚

高が一統当り参百貳拾万円以上となりたる船が三統以上となり

たる場合は全統共一ヶ月参仟参百円とすること

右は七月一日より起算すること

一、乗組人員の限定

1 昭和二十七年八月九日現在の乗船人員を以つて歩合計算を行うこと、但し、海技免状取得の講習会に参加して居た組合員で講習会か試験が終了した後八月十五日迄に乗船した者は之を認めること

2 八月九日以後の乗組員に対して其の人が受領する歩合金は船主に於て支払うこと

右事項を双方確認する

昭和二十八年八月九日

(四倉漁民組合〔機船底曳、秋刀魚棒受〕協定書)

一、水揚の立会

二、最底保証給 金三千五百円也 三職共

1 最低保証給の支払方法 其の職を通算し励勘定が最低保証給に満たざる時に其の不足分を支給、職を通算しての支給なれば保証給額より越えざること、支払は月末とす

三、春職(底曳網)

1 春職歩合の算定方法 総高一割引の二分八厘とし励みの支給は左記に依る

一日曳 金一万五千円今上

二日曳 金二万五千円以上

三日曳 金四万五千円以上の時として船長機関長無線士役付等四人分差引くこと

2 酒手の支給方法

漁獲高金五万円以上金十万円以下の場合 金五十円也

〃 金十万円以上の場合 金百円也

(廻船の場合)

漁獲高金五万円以上金十万円以下の場合 金二百円也

〃 金十万円以上の場合 金三百円也

3 分魚

一航海に付き 二貫匁

四、夏職

1 夏職歩合の算定方法 旋網の場合総高一割引の二分八厘とし励みの支給は左記による 八万円以上の場合

2 酒手の支給方法

八万円以上総水揚金額の三步とする

網染 金百円也 網干 金五十円也

五、春、秋、夏、鰯あぐり船

1 歩合の算定方法 総高一割引の三分とし励みの支給は左記による 金五万円以上の場
合

2 酒手の支給方法

漁獲高二十万以上四十万円迄 金二百円也
// 四十万以上六十万円迄 金三百円也
// 六十万以上八十万円迄 金四百円也
// 八十万以上百万円迄 金五百円也

網干 金五十円也 網染 百円

六、秋職 秋職の歩合算定法並に酒手の支給方法、分魚等一切春

職底曳協約同一とす

七、所得税源泉徴集の件 税金は歩合給の中から一割づつ源泉徴集分として控除し、各
職仕舞に精算し、明細書を作成し過不足ある時は速かに精算すること

八、職替り乗組員使用有無通達の件 船主に於て休船し船員解雇の場合又は職替り
のとき船員を継続使用する場合も同じだが職終りの二十日前に船員使用の有無を通達
する、もし通達なき場合は事の如何を問わず自由行動とす

九、公傷に依る手当の件 船員公傷の場合船長が其の疾病に付いて公傷と認めた者に対
しては、船員保険或は労災保険の申請手続は船主及組合に於て斡旋する

一〇、食券の件(略)

一一、旅先で職替の場合の旅費の件 旅費は船主負担とす、但し職終りにならない内に帰
宅した者に対しては支払わない

一二、船主が中途に休船した場合乗組員の手当の件 職中途、休船した場合は乗組
員に対して最低保証金を支払う、但し乗組員が船主と話の上他船に乗合に行きし場合
は最低保障給を認めず、又病人や、あぐり船には働き得れども底曳船には働き不可能
の老人は船長が認めた者に対してのみ最低保証給を支払う

一三、下り金の件 前例の決めにある通り、春職に於て下り金ある者を春職に於て支払う

一四、三月節句の件(略)

一五、職期間

春職 一月二七日(旧正月元旦) — 五月一四日(旧四月二一日)

夏職 五月一五日(旧四月二二日) — 九月九日(旧七月二〇日)

秋職 九月一〇日(旧七月二一日) — (旧大晦日)

協定成立年月日 昭和二七年一月二九日(旧一月三日)(以下略)

最後に右のようにして決定された漁夫の実際の手取賃金を主要漁業種類別に次に示しておこう
(第223・224・225・226表)。 漁業においては、生産形態の差異とも関連して、漁業種類別および経
営規模別の賃金格差がはなはだしく、労働者の平均賃金調査においても、漁業の規模別賃金格差
は諸産業中で最も大きい(前出第98表参照)。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)